

【公開用】本資料の一部には企業機密に係る情報を含むため公開できません。

REP-2024-00160

2024年3月5日

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

第2加工棟の耐震補強で使用する鉄筋の仕様について

平成31年1月30日付け原規規発第1901303号にて認可を受けた第1次設工認申請書における第2加工棟(本体及び増設部)の耐震補強工事にて使用する鉄筋の仕様について、添付1に示す資料を用いて原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門と面談したところである。

第2加工棟(本体及び増設部)で使用する鉄筋径は最小「」から最大「」までの5種類であるが、材種については設工認申請書の添付計算書Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」中の表2-2「鉄筋の許容応力度」にて「」の2種類としていた。一方実際の建築資材においては、径の大きな鉄筋については「」よりも高強度の「」を用いることが一般的で調達も容易であることから、耐震補強工事では「」*の鉄筋に「」を用いる予定としている。なお、検査に関しては、添付1の表1及び表2によって、検査仕様の明確化を図る予定としている。

以上の説明に対し、添付2の面談議事録の通り、「設工認申請書の記載と異なる材料を用いることは、認可を受けた内容の工事ではないので、所要の手続きを行うこと」とのコメントを受けた。

上述及び添付1に記載の通り、「」の鉄筋に対して、設工認申請書に記載の「」よりも高強度の「」を使用することは、建物の耐震性に影響を及ぼすものではないため、同材を用いるにあたって設工認の変更は不要であると考えているが、それが妥当かを確認させていただきたい。

*「」の鉄筋は、第2加工棟本体の補強部のみに用いられる。

【公開用】本資料の一部には企業機密に係る情報を含むため公開できません。

REP-2023-00332

2023年7月24日

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

第2加工棟の主要な構造材の仕様について

平成31年1月30日付け原規規発第1901303号にて認可を受けた第1次設工認申請書(以下、設工認申請書という)における第2加工棟(本体及び増設部)の主要な構造材の仕様は、それぞれ表1及び表2に示すとおりです。当該表において、コンクリート、鉄骨及び杭の仕様は設工認申請書の記載を整理したもので、新たな情報はありません。鉄筋の仕様については、鉄筋の径と材種の関係を明記しています。

ここで、表1の鉄筋の仕様の注記2について以下に説明します。第2加工棟(本体及び増設部)の耐震計算モデルにおいては、鉄筋の径に応じて2種類の材種〔 〕を用いるとしていたため、設工認申請書の添付計算書Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」中の表2-2「鉄筋の許容応力度」(下に添付)では、〔 〕の2種類のみ記載していました。一方、実際の建築資材では、径の大きな鉄筋は〔 〕よりも高強度の〔 〕を用いることが一般的で調達も容易であるため、第2加工棟(本体)の工事においては、〔 〕より寸法が大きな〔 〕の鉄筋は〔 〕の材種を用いる計画です。以上の理由により、表1の鉄筋の仕様は、注記2を付けたものにしたと考えます。

*当時のJIS規格には〔 〕があったが、基準強度は変わらず構造計算上は区別の必要が無いため、添付計算書では〔 〕と表記していた。同様に鉄骨の〔 〕には〔 〕及び〔 〕があるが、添付計算書では〔 〕と表記していた。本資料においても、〔 〕の記号は区別の必要が無いため、〔 〕及び〔 〕と表記する。

表2-2 鉄筋の許容応力度 (N/mm²)

材種	基準強度 F値	長期		短期	
		圧縮・引張	せん断	圧縮・引張	せん断
算定式	—	F/1.5 かつ 215 以下	F/1.5 かつ 195 以下	F	F かつ 390 以下

表1 第2加工棟（本体）の主要な構造材の仕様

区分	仕様*1
<p>主要な構造材</p>	<p>① 鉄筋コンクリート</p> <p>鉄筋：既設部、補強部</p> <p>[]*2</p> <p>コンクリート：既設部、補強部</p> <p>密度：[]以上</p> <p>強度：[]以上（既設部2階床天端以上）</p> <p>[]以上（既設部2階床天端まで及び補強部）</p> <p>② 鉄骨（既設部）</p> <p>[]</p> <p>③ 杭</p> <p>既設杭</p> <p>杭種：[]</p> <p>杭径：[]</p> <p>増設杭</p> <p>杭種：[]</p> <p>杭径：[]</p> <p>*1：鉄筋及び鉄骨においては、記載した材種と同等の旧規格を含む</p> <p>*2：[]の鉄筋においては[]以上の強度の材種を含む</p>

表2 第2加工棟（増設部）の主要な構造材の仕様

区分	仕様
<p>主要な構造材</p>	<p>① 鉄筋コンクリート</p> <p>鉄筋：既設部、補強部</p> <p>[]</p> <p>コンクリート：既設部、補強部</p> <p>密度：[]以上</p> <p>強度：[]以上</p> <p>② 鉄骨（既設部）</p> <p>[]</p> <p>③ 杭</p> <p>既設杭</p> <p>杭種：[]</p> <p>杭径：[]</p> <p>増設杭</p> <p>杭種：[]</p> <p>杭径：[]</p>

1. 件名：(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（加工施設）の使用前検査に係る第2加工棟についての面談
2. 日時：令和5年7月24日（月）13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システム使用）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
環境安全部担当部長 他4名
5. 要旨
○(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「事業者」という。）から、使用前検査に係る第2加工棟の主要な構造材の仕様について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - 資料の表1及び表2の主要な構造材として、①鉄筋コンクリートには鉄筋のみが記載されているが、設工認申請書の添付図では鉄筋の他に「シアー筋」と「あと施工アンカー」の記載があることから、これらについても記載すること。また、補強部の材料については、使用する径も明確にすること。
 - 設工認申請書の記載と異なる材料を用いることは、認可を受けた内容の工事ではないので、所要の手続きを行うこと。
 - 以上を踏まえた上で、改めて説明すること。
○事業者から、了解した旨の回答があった。
6. その他
資料：第2加工棟の主要な構造材の仕様について

以上